

朝鮮民主主義人民共和国知的財産局

(I P A)

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 KP. I
発明者宣誓書	附属書 KP. II
譲 渡 証	附属書 KP. III
委 任 状	附属書 KP. IV

略語のリスト

国内官庁：	朝鮮民主主義人民共和国知的財産局 (I P A)
L I ：	発明に関する法律
R L I ：	発明に関する法律に基づく規則

指定（又は選択）官庁 KP	朝鮮民主主義人民共和国 知的財産局（IPA） 国内段階に入るための要件の概要	概要 KP
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	朝鮮語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが 要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を 認めるか？	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料 ²	通貨：ウォン（KPW） 特許： 出願手数料 …………… EUR 230 に等しい額のKPW 翻訳文の遅延提出追加手数料，月ごと… EUR 30 に等しい額のKPW 発明者証： 無料	
国内手数料の免除，割引又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出しなければならない。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合には、翻訳文の遅延支払のための追加手数料を支払うことを条件として、期間満了後2か月以内であれば翻訳文を提出することができる。
- 2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払われなかった場合、国内官庁は通知の日から2か月以内に国内手数料を支払うよう出願人に求める。

KP	朝鮮民主主義人民共和国 知的財産局（IPA）（続き）	KP
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2） ³	<p>国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名⁴</p> <p>発明者宣誓書⁴</p> <p>出願人が発明者でない場合には、譲渡証⁴</p> <p>出願人が朝鮮民主主義人民共和国に居住していない場合には、代理人の選任</p> <p>国際出願の翻訳文2通</p>	
誰が代理人として行為できるか？	特許代理人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則49の3.2）？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

³ PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知の日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

⁴ 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

様式（附属書KP. II－IV）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 KP. II 発明者宣誓書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_kp.pdf

附属書 KP. III 譲渡証

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_kp.pdf

附属書 KP. IV 委任状

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_IV_kp.pdf